

「子ども虐待」の構築主義的研究を再考する

——到達点、そしてその先へ

長崎大学 見原 礼子

Revisiting the Social Constructionist Approach to the Study of Child Abuse

Reiko Mihara (Nagasaki University)

Abstract

This paper explores key outcomes and remaining issues of the study of child abuse conducted by social constructionist approach in the context of Japanese society. Five major books and research papers are selected to examine how the authors explained the significance of embracing the perspective of social constructionism, and what they argued based on this perspective. It also examines the challenges of social constructionism per se through the discussion of ontological gerrymandering and its effect to the study of child abuse, as well as the reactions to their research outcomes with reference to book review published in several sociology journals. It is identified that social constructionists have actively been involved as critics, or as a participant being a “claim-maker”, against major social discourse in which child abuse is believed to become more serious problem. The social constructionists have criticized that any efforts to combat child abuse would turn out to be the reinforcement of the surveillance system and “individualization” of the responsibility for child abuse. The paper concludes that taking the perspectives of historical approach and social process may contribute to the development of the future studies of child abuse.

Key Words: child abuse, social constructionism, Japan, ontological gerrymandering

1. はじめに

現代の日本社会において、子どもに対する虐待は「社会全体で取り組むべき重要な課題」（厚生労働省 2018）であるとされる。厚生労働省（旧厚生省）が1990年度から毎年公表している児童相談所での虐待相談対応件数は、公表開始以来、増加の一途をたどっている。児童相談所の対応にもかかわらず痛ましい事件が起きた場合、政府の主導により予防の質をさらに向上させるための「必要な対策」が講じられる。子ども虐待が増加している、あるいは深刻化していることは、これらのデータや事実によって裏づけられ、説明される¹。

このような子ども虐待という問題に対して異なるアプローチをしてきたのが、社会構築主義 (Social Constructionism、以下「構築主義」と略²⁾ の系譜による研究である。すなわち、社会問題を「なんらかの想定された状態について苦情を述べ、クレームを申し立てる個人やグループの活動」(Spector & Kitsuse 1977=1990: 119)、言い換えれば「クレーム申し立て活動」³⁾ としてとらえて分析する研究群をさす。この立場からなされた一連の研究は、「子ども虐待」⁴⁾ がどのように社会的に構築あるいは「発見」されていったのかを明らかにすることを企図したのである。

近年、構築主義研究の盛り上がりは「終息して久しい」(木戸・中河 2017: 17) とされる。構築主義の方法論的な文脈では、その到達点と限界を整理し(平・中河 2006)、どの部分をいかにして継承すべきかという批判的検討が進められている只中にある(小宮 2017)。だが、子ども虐待という個別のテーマに関する構築主義的研究が何をもたらし、どのような課題を残したのかという点についての検討作業は、それほど積極的に進められているわけではない。その一方で、子ども虐待問題への対応策は今日においても次から次へと更新・拡大し続けている。構築主義の立場にもとづく「子ども虐待」研究がなしたることやその影響はいかなるものであったのだろうか。

本稿では、国内の学術界において展開されてきた議論を中心に参照しつつ、構築主義的研究が「子ども虐待」という社会問題に対して迫ろうとしたその研究の成果と課題の確認作業を進めることにより、これから私たちは——あるいは「私」は——「子ども虐待」をどのように語るのか／語ろうとするのか／語るができるのかということについて考えるための一歩を踏み出したい。

2. 「子ども虐待」の構築主義的研究

構築主義は、研究対象を外から客観的に観察できると想定してきた従来のポジティヴィズム (実証主義) にもとづいた研究の方法論的限界を突いたアプローチとして登場した(平・中河 2006: 286-287)。中河によれば、構築主義が着目した「クレーム申し立て」とは、「ある「社会の状態」について、それはほうってはおけない、我慢ができない、不当である等々と訴え、その解決を求める言語行為」(中河 2001: 16) のことをさす。

構築主義の立場から扱われてきた社会問題の対象は、貧困、犯罪、差別、薬物、ジェンダーなど多岐にわたっているが、「子ども虐待」もまた、その主たる対象の一つとして取

り上げられてきた。赤川は、夫婦別姓や少子化問題、有害コミックやポルノグラフィなど賛成と反対が明確に分かれるような社会問題を「論争形の社会問題」と呼んだ。それに対して、ほとんど反論なく受け入れられていく社会問題として子ども虐待や児童ポルノなどの子どもに対する脅威を強調するクレ임을挙げ、これらを「一人勝ち型の社会問題」と呼んだ（赤川 2012: 52-53, 136）。

本章ではまず、主に日本国内において展開されてきた「子ども虐待」の構築主義的研究が、構築主義に依拠してアプローチすることの必要性をどのように説明し、そのうえでどのような「クレーム申し立て活動」に着目してきたのかについて概説する。次いで、一連の研究が具体的にどのような視点を提供しようとしたのかを確認する。ここで主に参照するのは、上野(1996)、上野・野村(2003)、内田(2009: 2-91)⁵、田中(2011)、上野(2016)の研究である。これらは構築主義の視点を取り入れた日本国内における「子ども虐待」研究の代表的な著作として参照されてきた。

2.1 なぜ構築主義の視点が必要なのか

構築主義的な視点が子ども虐待という対象を扱ううえでなぜ必要とされるのか。一連の先行研究に共通しているのは、「虐待の増加・深刻化」という言説の普及によって「子ども虐待」が赤川のいう「一人勝ち型の社会問題」となっている現状に対して、それとは異なる新たな視点を提示することの積極的な意義を訴える態度である。例えば内田は「クレーム申し立て活動」への着目によって、「もはや問題であることが当たり前となっている児童虐待をもう一度問い直し、今日の児童虐待の語り方では「発見」することができない現実へのアプローチ」（2009: 14）が可能になると述べる。上野・野村もまた、「虐待の増加・深刻化」という「支配的なイメージが形成されてきた背後で、「何がどのように見えなくなっているのか」ということについて」（2003: 4）問題提起することが、構築主義の視点から子ども虐待という対象に接近する意義であると説明する。

こうして構築主義の視点から「子ども虐待」を構成する「家族」「欠陥」「親」「専門家」「医療」「福祉」「子ども」「援助」「ケア」などの諸概念の組み合わせを再検討（上野・野村 2003: 4）するための土台が組み立てられる。以下では、構築主義的研究において「クレーム申し立て活動」への着目がどのようになされ、そこからいかなる視座が提起されてきたのかを確認する。

2.2 「子ども虐待」の「発見」から対策へ

スペクターとキツセが提示した社会問題の自然史には4段階が想定されていた(Spector & Kitsuse 1977=1990: 224-225)。「段階1」はクレイム申し立てによって主張の宣伝や論争がつくられること、「段階2」は公的な組織や制度によってクレイム申し立てグループの正当性が認知されることである。そして「段階3」以降は「政策がいったん決定され実施されたあと」の社会問題、言い換えれば「第二世代」の社会問題である(同上: 224)。

「段階3」においては、例えば確立された手続きや苦情の共感の欠如といった点についての不満の表明として現れる。「段階4」は「システム」の限界をふまえて、既存の制度と並行するあるいはそれに対抗するようなオルタナティブの活動というかたちをとる。これから確認するように、日本国内の「子ども虐待」の構築主義的研究において展開されてきたのは、このうち主に「段階1」から「段階3」にあたる段階への着目であるといえる。

構築主義的研究において、常にその出発点としてみなされてきたのは、アメリカにおける「子ども虐待」の「発見」プロセスであった。その先駆的かつ代表的な研究として位置づけられてきたのが、フォール(Pfohl 1977)による「子ども虐待の「発見」と題された論文である。この研究でフォールが明らかにしようとしたのは、アメリカにおける子どもに対する暴力・攻撃・遺棄の歴史とその変遷であった。

フォールは、19世紀以前にしつけなどを理由としてなされてきた子どもに対する暴力や攻撃が19世紀の初頭に問題視されるようになったと述べて、この時代においてはこうした問題は貧困の一部としてみなされていたこと、保護者に対する介入もなされなかったこと、殴打された子どもを診察していた医師も保護者による暴力や攻撃を見抜くことはできなかったことを説明した。1960年代に入り、X線の普及によって子どもに不自然な骨折の跡がみられることを突き止めたのは、放射線科の医療チームであった。この発見に小児科医と精神科医が参画し「被虐待児症候群(The Battered-Child Syndrome)」という診断が下されることにより、子どもの虐待は「発見(discovery)」(あるいは19世紀の「発見」を経た「再発見(rediscovery)」(Robin 1991: 3)されるにいたった。これがフォール論文の概略であり、その後の構築主義的研究が立ててきた典型的な筋道でもあった⁶。

「被虐待児症候群」(Kempe et.al. 1962)の筆頭著者であったのは小児科医のケンプであった。子ども虐待防止・介入・治療の臨床や実践の場でケンプの功績を知らない者はいないだろう。彼は、アメリカおよび世界各地の子ども虐待防止活動の基盤構築とその広がり を推し進めた立役者であり、現在にいたるまで虐待防止の研究や実践を牽引してきた国

際子ども虐待防止学会（International Society for the Prevention of Child Abuse & Neglect: ISPCAN）⁷の発足者でもある。

構築主義的研究がケンプの活動に着目するのは、こうした功績というよりもむしろ、「子ども虐待」をめぐる中心的なクレイムメーカーとして果たした役割においてである。そこでは、「被虐待児症候群」という人びとの感情に訴えかける用語を採用するよう提案したのがケンプ自身であったこと（Kempe 1978: 256）が着目される（上野 1996: 20）。そして、ケンプらによる論文刊行後、子どもの虐待にかかわる膨大な数の論文の発表、メディア報道の活発化、虐待やネグレクトが疑われる子どもを発見した医師が関係機関に通告義務を追う法律の可決と全米にわたる施行（1963～1968年）、「子ども虐待防止対策法」の制定と子ども虐待防止センターの設置（1974年）、ISPCANの発足（1977年）と矢継ぎ早に子ども虐待防止に向けた動きが進められていく流れをたどり、「子ども虐待」がどのように「発見」（あるいは「再発見」）され、対策が施されていったかを明らかにしてきた。

アメリカにおける「子ども虐待」の「発見」とその防止に向けた動きは、その後、ISPCANのような国際的なキャンペーンを通じて広がりを見せる。日本において「子ども虐待」が社会問題として認識されるようになるのは1990年代に入ってからのことであるとされてきた（上野・野村 2003: 8；内田 2009: 23-24；田中 2011: 120）。児童相談所の虐待相談対応件数の公表が1990年から開始されたことは、その象徴的な出来事の一つである。また、メディアにおける「虐待」のキーワードも1990年代に入ると著しく増加する（上野 1996: 108；上野・野村 2003: 15-16；内田 2009: 18）。

子ども虐待防止を掲げる民間団体が相次いで誕生したのもこの時期である。大阪における「児童虐待防止協会」の設立（1990年）、東京における「子どもの虐待防止センター」の設立（1991年）、愛知における「子どもの虐待防止ネットワーク・あいち」の設立（1995年）など、都市圏での組織化が進められていった。また、1996年にはISPCANの姉妹団体である日本子ども虐待防止研究会（2004年に「日本子ども虐待防止学会」に名称変更）（JaSPCAN）も設立された⁸。2000年には「児童虐待防止法」が成立し、現代日本社会における子ども虐待防止政策が本格的に進められるようになる。

2.3 「クレイム申し立て活動」の主な担い手

構築主義的研究は、このようにして「子ども虐待」という社会問題が生み出され、その社会問題としての正当性が認知されていったプロセスを浮き彫りにしようとしてきた。

「子ども虐待」という社会問題において、「段階1」において提示されてきたクレイムのほとんどは、大きな抵抗や反対を受けることなく問題の正当性が認知された（「段階2」）ことがみてとれる。「子ども虐待」が「一人勝ち型の社会問題」であるとされる所以である。

構築された社会問題としての「子ども虐待」は、様々な人びとによってなされる多様な「クレイム申し立て活動」によって、問題の正当性が認知されるだけでなく、「増加・深刻化」の度合いを強めていったとされる（「段階3」）。以下で確認するように、「クレイム申し立て活動」の主な担い手として描かれてきたのは、医師や研究者などの専門家やその集団、政策形成の場、マスメディア、児童相談所の職員などである。

上野（1996）の研究において重要な「クレイム申し立て活動」の担い手とされているのは、1990年代前半に相次いで設立された上述の民間団体である。というのも、これらの団体は「問題の所在を広く社会に訴えかけ、その支配的イメージを提供する上で際立った役割を担って」（上野 1996: 108）きたとみなされるためである。そうしたイメージを提供し増幅する媒体はメディアである。一例として、朝日新聞の東京本社発行の紙面において「児童虐待」「幼児虐待」「子どもの虐待」というキーワードを含む記事の検索結果が示されており、やはり1990年を境に増加傾向を示していくことが明らかにされる（同上）。同時期に書籍や専門誌の刊行が相次いだことも確認されている（同上: 108-109）。

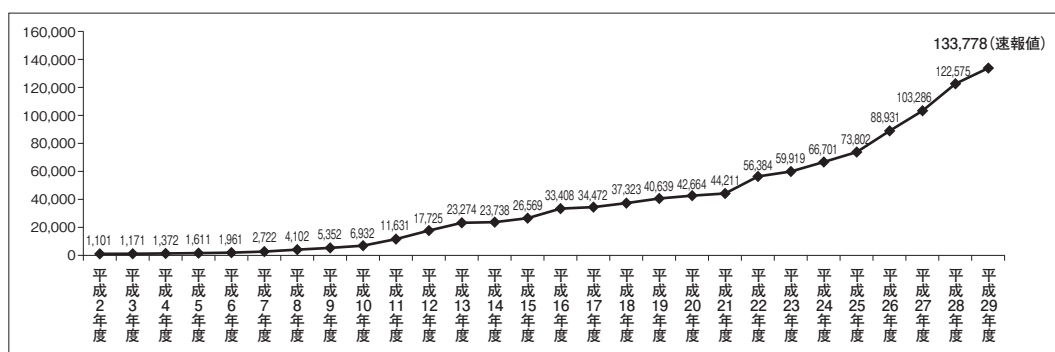
民間団体への着目は、上野・野村（2003）の研究においても引き継がれる。同書において、これらの「クレイム申し立て活動」をとらえるにあたって設定されるのが、コーエンによって提示された「モラル・パニック（moral panics）」（Cohen 2011）という概念である。すなわち、子どもの虐待をめぐる日本国内で繰り広げられてきた議論を「短期間のうちにある事態が社会の道徳的価値にとって脅威であると人びとに受け止められ、社会的な関心や不安あるいは憤怒が高揚する状態」（上野・野村 2003: 14）としてとらえようとするのである。このような刺激的な表現をあえて用いるのは、「児童虐待問題に対する支配的な見方を「ずらす」ため」（同上: 7）と説明される。この概念を用いて批判的に検討が加えられるのは、1990年代以降の民間団体の発足・活動とそれらを受けたメディアの報道における言説である。

だが、「モラル・パニック」の概念のもとで検討される「クレイム申し立て活動」の対象は、それだけにとどまらない。上野・野村は、その対象を児童養護施設や大学の福祉専門教育の関係者にも広げる。なぜならば、上野・野村によれば、かれらは「出生率が低減

を続ける中で…（中略）…生き残りをかけてそれぞれの「専門性」をアピールしながら、児童虐待問題を「活用」している」（同上：50）。つまり、「児童虐待問題には、関係者と業界の利益や期待が過剰なほど上乘せさせられている」（同上：51）のだという。

また、虐待の「増加・深刻化」が、児童相談所における虐待相談対応件数の増加（図1参照）、「氷山の一角」というレトリック、「死亡事例のようなホラーストーリーと、介入や援助によって子どもを危機から救い出すことに成功したサクセスストーリーとのコントラスト」を描くことなどによって説得されてきたと述べる（同上：71, 78）。

図1 児童相談所での児童虐待相談対応件数の推移



出典) 厚生労働省「平成29年度児童相談所での児童虐待相談対応件数<速報値>」2018年8月30日。
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/000348313.pdf>) (2019年1月17日最終確認)

「サクセスストーリー」とは、児童相談所が作成する「児童記録」を専門家集団の間で共有するにあたって選択され、情報の取捨選択がなされ、書き手のメッセージが加えられた「事例」のことをさす。そうした「事例」がどのように組み立てられ、いかなる媒体で読者に対して提示されたのかが明らかにされた（同上：82-97）。

上野・野村が用いた「モラル・パニック」という概念は、田中（2011）の論文においても用いられている。「モラル・パニック」のもとで「子どもの生命を守る」という名目が掲げられる一方で、「行政主導で日本の家族全体に対する監視・管理の強化が急速に進行していること」（2011：121）を田中は問題視する。

2.4 数値からとらえる「クレーム申し立て活動」

次にみていくのは内田（2009）の研究である。この研究は、上述の研究とは異なる方法で「クレーム申し立て活動」に接近する試みをしている。というのも、この研究においては言説の中身それ自体ではなく、児童相談所における虐待相談対応件数という数値から虐

待問題の構築を論じようとしているからである。内田は相談対応件数という数値とその増加に「言説が作り上げられる過程」(2009: 24)が含まれる可能性を見出して考察を進める。考察に先立ってなされるのは、各地域の相談対応件数と子ども数を組み合わせることにより、人口規模によって「発見率」がどのように異なるのかを見出そうとする作業である。「発見率」の分析から、内田は「クレーム申し立て活動」が「都市主導の虐待発見活動」として組み立てられてきたと結論づけた(同上: 37)。

このような手法によって「クレーム申し立て活動」に迫ることの妥当性は、上野(2010)による内田の書に対する書評の中で議論の対象となった。上野は、「クレーム申し立て活動」を数値化することで「クレーム申し立て活動」の担い手がみえにくくなるのではないかと指摘した。すなわち、「被虐待児の家族や関係者でないにもかかわらず児童虐待を問題視してクレームを申し立てる個人やグループ…(中略)…がいったい何者なのか、彼らの活動は自らへの利益誘導を目指す…(中略)…ものではないのか」(2010: 119)といった考察が欠けていると言及したのである。

これに対して内田は、これらにあえて言及しなかったのは妥協であり戦略でもあったとして、その理由を次のように説明する。筆者がこのような妥協あるいは戦略を取ったのは、「拙書の主張が、どこまで虐待防止の活動家に理解してもらえるのか」(2010: 123)ということに気にかけていたからであるという。「痛烈な批判でもって対峙するのか。それとも外堀から埋めていくのか。拙書は後者に賭けています。…(中略)…ときに妥協しながら外堀から埋めていくことこそが、結果的に活動家たちに構築主義的着想を伝えるための第一歩となるのではないか」(同上)として、具体的な集団が誰であるのかを記述しなかった意図を説明した。この説明は、内田自身の研究の意図に関する説明でありながら、同時に、上野らが展開してきた「痛烈な批判でもって対峙する」やりかたを退ける態度の表明ともとれる。

このような上野と内田の対話からは、構築主義に依拠した「子ども虐待」研究は、いったい何のために、誰に対して向けていくのかという問いがうまれる。この問いを検討するにあたって、次章ではまず「子ども虐待」の構築主義的研究の到達点を整理しておく。

3. 到達点と残された課題

構築主義的視座にもとづいて展開されてきた一連の「子ども虐待」研究はどのような視

点を導いたのだろうか／導こうとしたのだろうか。本章で取り組むのは、これまでの「子ども虐待」をめぐる構築主義的研究の果実がどのようなものであったのか、そして残された課題とは何であるのかを考察することである。

3.1 構築主義の視点が導いたもの——到達点

日本国内における代表的な「子ども虐待」の構築主義的研究のうち、上野による一連の研究や田中の研究が導いてきた結論とは、「新しい統治様式」としての「リスク」概念が導入されたことによって、子どもを対象とした福祉の任務が「子どもの福祉」ではなく「親を統治する手段」へと変容したというものであった（上野 1996, 2016；上野・野村 2003）。すなわち、子どもを抱える家族に対する「国家の監視・管理の強化」（田中 2011: 130）が進められたことをみてとったのである。

上野らによれば、子ども虐待やその予兆を早期に発見するツールとして開発が進められてきた「リスクアセスメント」には、近代家族のイデオロギーや専門家・専門知識の優位といった前提や仮定が埋め込まれているという（上野・野村 2003: 205-209）。「リスク」の概念が子ども虐待という領域にも持ち込まれ、「リスクアセスメント」という「社会統制様式」が用いられることによって、一方では家族への介入の増大や監視体制の強化が進み、他方では「子ども虐待」という社会問題の「個人化」（ベック 1986=1998）が進められる。「リスクアセスメント」がもたらす「帰結」として、「問題家族」とみなされた人びとに対する排除と取り込みという二つの仕掛けが作られることを上野らは描いてみせた（上野・野村 2003: 209-212）。

これに対して、内田の研究において重点が置かれていたのは、「虐待」の都市化という側面であった。人口規模による「発見率」の違いからこの点を導き出した内田は、「虐待防止活動に求められるのは、「虐待」の語りを、都市的で現代的な養育・教育環境から、いったん解き放つこと」（内田 2009: 43）であると訴えた。

このように、構築主義に依拠する「子ども虐待」研究の日本における展開は、クレイムにどのように接近し、そこからいかなるものを導き出したのかという点において、いくつかのヴァリエーションがある。その中でも、最も忠実に構築主義の方法論に沿った「クレイム申し立て活動」をとらえようとしたのは、上野による一連の研究であろう。とりわけ上野・野村（2003）の研究は、民間団体、メディア、政策形成の場のみならず、児童相談所や児童養護施設や大学の福祉専門教育の関係者など、「子ども虐待」について語る集団

のクレームをくまなく取り上げて検討した。赤川は上野・野村の研究を「社会問題の社会学としてはきわめて模範的な分析になっている」(2012: 22) として評価している。

けれども赤川は同時に、この研究について次のようにも述べている。上野・野村が一連の「クレーム申し立て活動」の検討を通じて明らかにしたことは、「児童虐待の増加・深刻化を問題視し、実際的な解決を求める人たちにとっては刺激が強すぎるかもしれない」(同上) のだという。

3.2 構築主義と現場のあいだ

前節の最後に引用した赤川の指摘は、構築主義的視座にもとづく「社会問題」としての「子ども虐待」研究が、どのように「実際的な解決を求める人たち」へと届くのかという関心呼び起こす。これらの点について、とりわけ上野(1996)や上野・野村(2003)の書を扱った書評を通じて読み解きつつ論じていきたい。

子ども虐待防止活動にかかわる民間団体にも参加していた社会学者の石川は、上野(1996)の研究に対する書評の中で、同書が「子ども虐待」に関する日本初の本格的な社会学的研究として登場したことを歓迎したうえで、「[現場]の感情的反発など議論の沸騰は必至」(石川 1998: 48)であろうと述べた。また小児看護学を専門領域としながら虐待を受けた子どもや母親の支援に携わってきた友田は、単純な原因帰属論に疑問を持つという点では上野に賛同しつつも、「子どもの虐待に苦しむ人々と関わるほどに、子どもの虐待の対策には、子どもの心のケア、子どもの措置および医療サービスの充実、生活全般へのサポート体制を要求するとともに、あらゆる階層の家族にもおこりうることを念頭においたクレーム申し立ての必要性を感じる」(友田 1997: 126-127)と述べ、むしろ上野が批判的にとらえかえしてきた「クレーム申し立て活動」の必要性を訴える態度を示した。また友田は、「現場で…(中略)…悪戦苦闘している実践家にとって本書は、視野を広げさせてくれると同時に、援助することを躊躇させられる書物である。子どもの虐待問題への確固たる視点を持ちえなければ、援助的介入に倒錯が生じるのではないだろうか」と筆者に尋ねてみたくなる」(同上: 127)とも述べる。友田は、現場の人びとが援助的介入をすることの意味、そしてかれらがこの書を手取ることの意味はいったいどこにあるのかと上野に対して問うたのである。

ナラティブ・アプローチ⁹によって虐待当事者の語りに着目してきた和泉(2004)は、上野・野村(2003)の研究に対する書評において、友田と類似した疑問を提起している。

和泉もまた、構築主義の立場から「子ども虐待」を研究する意義を理解しつつも、子どもに対する暴力への対処という命題をもつ「子ども虐待」の「クレーム申し立て活動」を統制システムへの組み込みとしてすべて批判の対象にすることについては慎重であるべきだとする。統制システムによって「虐待され、死亡していたかもしれない子どもが救われるならば、そのシステムとどこかで折り合いをつけていかなければならない」（和泉 2004: 93）のではないかと問うのである。上野・野村が、虐待という問題における「[通報→間に合った→よかった]という素朴さではとらえきれない側面を示していきたい」（2003: 4）と研究の意図を説明した点に対しても和泉は反応した。「間に合った→よかった」という結果は現場で虐待問題に携わる多くの人びとにとっては必要不可欠であり、仮に構築主義的立場からの研究がこの結果と矛盾する側面を描くならば、そのような視点は受け入れられないだろう」（和泉 2004: 93）と言い切っている。

このように、構築主義に依拠した研究に対して提起されてきた中心的な論点には、これらの研究が「子ども虐待」の現場で実践にたずさわる人びとに対してどのように届くのかという問題意識が含まれていた。そして、評者の多くが構築主義的社会学研究とフィールド／実践の間の有機的な接続は困難であろうと結論づけている。

構築主義の視点とフィールド／実践をどのように結び結ぶかという問いは、上述した上野と内田の間で交わされた議論にもつながる。つまるところ、構築主義に依拠した「子ども虐待」研究は、何のための、誰に向けられたものであるのか。そしてそれをどのように届けるのか。

3.3 「誰に向けた」「何のための」研究か

そもそも、構築主義において「クレーム申し立て活動」という手法が採用されたのは、ある対象（例えば犯罪）を（法学でも心理学でもなく）社会問題の研究として、すなわち社会学として扱うためであった（小宮 2017: 138-139）¹⁰。この説明にしたがい、これまでにみえてきた「子ども虐待」研究もまた、社会問題の研究として展開されてきたととらえるならば、社会問題の研究の「外」の世界にいる人びと、すなわちフィールド／実践への接続がうまくいかないとされてきた理由も理解できる。換言すれば、「クレーム申し立て活動」から「子ども虐待」を扱う社会学は、「[クレーム申し立て活動]の連鎖をもつ社会の仕組みと特徴を解き明か」（赤川 2012: 22）すという社会学内部における「理論的課題」（同上: 22）の検討を進める作業に寄与するものであった。「その割り切りが功を奏した

研究事例」(同上)であったからこそ、言い換えれば「社会学のための社会学」としての構築主義プログラム(平・中河 2006: 318)の研究として貫徹したという点において、上野・野村(2003)の研究は評価されたといえるだろう。

ところで、構築主義的社会学と現場の接続の困難性を論じてきた研究者の一人に三島(2007, 2010)がいる。「大学で社会学を専攻し、福祉現場を含む2年間の社会経験で学費を貯めた後、社会福祉学研究室のある大学院に進学」(2010: 307)した三島は、大学院生時代、社会福祉分野の研究者から「三島の研究は、社会福祉学ではない。社会学だ」(同上)との指摘を受けることがしばしばあったという。「この世界には<社会福祉学の人>と<社会学の人>がいるようだ」(同上)ということを知り、両者の間には「深い亀裂がある」(2007: 189)という印象を持ち続け、その亀裂が「最も表面化するのは児童虐待という問題をめぐってである」(同上)と考えていた。というのも、「社会福祉学の人」の一部は、「社会学の人」たちの一部が構築主義的見地から子どもの虐待を論じる態度が許せない。その態度は「かわいそうな子どもたちを見殺しにする」(同上)ように思われるからである。

上野はこうした三島の区分を引き取り、自らがこの区分の「社会学の人」に置かれてきたことを認めたくえて、「社会福祉学の人」たちについて次のように言及した。「「社会福祉の人」たちは、「ナラティブ・アプローチなどを「社会福祉に役立つ社会学」として受け入れ、「社会福祉を研究対象とする社会学」は拒絶しているように見える」(2017: 79)。つまり、自らが展開してきた構築主義的「社会福祉を研究対象とする社会学」は、フィールド/実践の場には届かなかったと回顧しているのである。だが、現場にいる人びとに届かなくてもよいと考えていたわけではない。むしろ「本当に読んで欲しかった」(上野 2010: 120)のは現場の人びとであったという。ではなぜ現場に届かなかったのか。上野は述べる。「児童虐待防止運動を展開しているひとたちへの批判色が強すぎたということもあるかもしれない」(同上)。

3.4 社会問題に対する研究者自身のコミットメント

ここでさらに検討しなければならないことがある。社会問題の研究として、すなわち社会学として扱うための「理論的課題」の検討は、他の対象Yでも可能であるにもかかわらず、なぜ「子ども虐待」でなければならなかったのかという問いである。既にみたように、「子ども虐待」に関して構築主義的な視点が必要である理由は、「支配的なイメージ」が

形成されてきたことによって見えなくなっているものを問題提起することであると説明されてきた（上野・野村 2003: 4）。これまで確認してきたように、その「見えなくなっているもの」とは、家族への介入の増大や監視体制の強化であり、また虐待という問題の責任を個人や家族が引き受けなければならない社会のありようであった。

以上のことを要約すれば、他の対象Yではなく「子ども虐待」でならなければならないのは、そこに「見えなくなっているもの」を掘り起こす必要性をみてとったからである。けれどもこのような意図は、オントロジカル・ゲリマンダリング（ontological gerrymandering：存在論における恣意的な境界設定：以下「OG」と略）の指摘をふまえるならば、特定の対象を扱おうとする研究者自身の恣意性を問われることになるだろう。OGとは換言すれば、「問題であると理解されるべき前提とそうでない前提との間に境界線を設ける」（Woolgar and Pawluch 1985=2006: 188）行為によって、「クレーム申し立て活動を社会－文化的文脈のなかに位置づけようとする」（同上: 187）意図のことをさす。

先にみたフォールの論文（Phohl 1977）は、OGが明確に現れた事例としてウールガーとポーラッチの論考において格好の分析対象となっている。というのも、ここでは、X（子どもを殴る行為）は以前から存在した（客観的性質を伴う）が、Y（「子ども虐待」の「発見」や「増加・深刻化」）はほんの最近である（評価的、主観的性質のもの）であるという対比が設けられている（Woolgar and Pawluch 1985=2006: 196-198）。しかしこの説明は、「読者に対して、「児童虐待」というレッテルを提唱する人々の構築作業に注意を向けるように要請するいっぽうで、「子どもを殴ること」というレッテルは自明視するように要請する」（同上: 199）。

これによって問題となるのは、構築主義的研究を展開しようとするもの自ら「けっしてその真理値を問われることのないクレームを申し立てる」（同上: 186）という点にある。すなわち、「構築主義者は、自らが批判しているはずの、あるいは分析の対象として自らとは一線を画しているはずの、客観的な状態についてのクレーム申し立て活動を、自ら行って」（田中 2006: 218）しまうという矛盾である。工藤はこの問題について次のように述べる。

「研究者の特定の解釈から問題構築の過程に踏み込み、メンバーたちと同じ視点に立ってそれらを論じるということ自体、構築主義研究が最低限放棄すると宣言したはずのものではなかったのか。…（中略）…メンバー自身が問題を語る中で使用するの

と同じ「道具」を分析に用いることで、メンバーの実践と競合する位置に立ってしまう。そして、自らが持ち込んだその「道具」を自明としてしまうことで、構築主義が放棄すると宣言したはずの、メンバーを揶揄する位置に立ち戻ってしまうのである」（工藤 2001: 80）。

赤川によれば、このようなことが生じてしまうのは、結局のところ、「観察している主体（構築主義者）もまた、道徳や規範的関心を有している人間」（赤川 2012: 134）であり、「社会の成員も社会学者も、どこかで必ず規範的・理念的存在であることから逃れられない」（同上）からであるという。そしてこれは構築主義に立脚するか否かにかかわらず、「人間を扱う社会科学であれば、誰でも多かれ少なかれ遭遇せざるを得ない、古くて新しい問題である」（同上: 134-135）。

構築主義に拠って立つ研究者がこの問題にどのように対処しようとしてきたのかは、OG批判に対して全面的に向き合おうとした「厳格派」とOGを不可避なものとして受け入れたうえで社会問題の研究を進める「コンテクスト派」の間で異なるが¹¹、日本国内の「子ども虐待」研究についていえば、明らかに後者の立場から展開されてきたとみることができよう。つまり、研究に取り組むにあたって研究者自ら「子ども虐待」という社会問題にコミットメントすることを容認する姿勢が堅持されてきたといえる。

OGを引き受けて研究者自身が対象にコミットメントする場合の関与のしかたは多様であるが、「子ども虐待」研究においてみられる特徴は、そのコミットメントが主要なクレームに対する一種の対抗クレームとしてはたらいっているという点にある。「子ども虐待」の「クレーム申し立て活動」においてとらえられてきた主要な担い手は多様な団体・組織であるものの、「子どもを虐待から守るべきだ、そのために有効な対策を施すべきだ」というスローガンを前提としているという点では違いはない。そのような中で、一連の虐待防止活動が統制システムへの組み込み（上野・野村 2003）という別の方向に収斂していくことを構築主義的研究は描いてきた。その方向性に対して、研究者自身が批判的なまなざしでコミットメントしてきたのである。

このようにみてくると、「子ども虐待」の構築主義的研究の残された課題は、「子ども虐待」という社会問題の立ち上がりとその「増加・深刻化」という「一人勝ち」のクレームに対する構築主義的立場からの（いうなれば研究者の「二次的構築」からの）異議申し立てという構図にならざるをえないことであるといえるだろう。そしてまさにそのことが、

フィールド／現場との接続を困難にしている要因（の少なくとも一部）としても考えられるのである。

4. おわりに——「子ども虐待」研究のその先へ

構築主義の立場から展開されてきた「子ども虐待」研究をふまえて、これから私たち（あるいは「私」）はどのように「子ども虐待」を語るのか／語ろうとするのか。このことを考えるための一歩を踏み出すために、本稿では構築主義に依拠して国内で展開されてきた主要な「子ども虐待」研究の到達点と残された課題について検討してきた。これからの「子ども虐待」研究において、統制システムへの組み込みに回収されえないような道筋を描くことは果たして可能なのだろうか。あるいは「子ども虐待」の「クレーム申し立て活動」に参画するメンバーの「一次的構築」を研究者の「二次的構築」から眺めて批判するという構造上の問題を解消することは可能なのだろうか。「子ども虐待」研究のその先を展望するにあたり、この点について最後に多少の検討を加えておきたい。

藤巻は、「クレーム申し立て活動」としての社会問題を固定的なものとして考えることは控えなければならないという。なぜなら、社会問題とは、社会におけるさまざまなメンバーによる活動によって作り出されたり葬り去られたりする中で、常に変化していくものであるからである（藤巻 2004: 160）。これに関連して、先に確認したスペクターとキツセの社会問題の自然史の段階にもとづけば、社会問題の「第二世代」には「段階4」がある。そこでは、限界を見極めたオルタナティブの動きを通じて社会問題はさらに展開していくことが示唆されている。このようにみると、「子ども虐待」という社会問題もまた、固定的なものとしてではなく、動的なものとしてとらえていくことが有用であろう。

動的な社会問題として「子ども虐待」をとらえようとする萌芽的研究はいくつか存在する。その一つが、虐待の経験者や子育ての担い手である保護者といった当事者の語りから虐待という社会問題に接近しようとする社会学的研究である。例えば内田（2009: 136-180）¹²は、「虐待」を経験した当事者へのインタビューを通じて、社会的に共有されている家族像から逸脱しているという認識がかれらの苦悩に結びつくさまを描き、近代的な家族像や家族の愛情規範によってスティグマが付与されることを論じた。また湯野川（2009）は、セルフヘルプ・グループに参加する「性的虐待」の経験者である女性たちの語りを通じて、医療モデルの介在によって当事者が病理化され、「治らない弱者」として置かれる

ことにより、「社会」の問題として性的虐待が語られる契機が阻まれていること、すなわち医療モデルの介在によって性的虐待の被害を病理的なものとして被害者本人に帰属させることで「社会問題」とさせない虐待言説が作られている（湯野川 2009: 51）こと¹³などを浮き彫りにしてきた¹⁴。

これらの研究から導き出された当事者の語りは、主要なクレームによって形づくられ、構築主義的研究が拾い上げてきた「子ども虐待」言説に揺さぶりをかけていく可能性をもつものとして（いうなれば当事者の「一次的構築」からの対抗クレームとして）、今後のさらなる展開が待たれるところである。

またそのような言説を歴史的な視座に照らしながら揺さぶっていく方向性もある。それは歴史社会学や家族史といった研究蓄積をふまえて展開されつつある構築主義的研究によって見出される。昭和戦前期において子ども虐待が社会問題として構築されたプロセスを明らかにするために1933年の「児童虐待防止法」制定にいたるまでの議論の経過を追った研究（高橋 2018）や、敗戦後に「家庭のない子ども」に対する逸脱規範や問題規制の枠組みが生成され、さらにその延長線上に1960年代以降に「問題のある家庭」で生活する子どもの救済と社会的養護に向けた社会基盤の形成が進められていくプロセスを追った重厚な研究（土屋 2014）などがそれに該当する。これまでの構築主義的研究が日本国内における「子ども虐待」の分水嶺を1990年代に置いてきたのに対して、これらの歴史的研究はそのターニングポイントを多元化していく可能性をもつだろう。

構築主義に依拠したこれからの「子ども虐待」研究が、現場／フィールド／実践にいる人びとや「社会福祉学の人」、さらには虐待という問題に取り組むあらゆる学問領域にいる人びとにどのように届くのかはまだ見通せない。だが、子ども虐待という問題は社会学の専売特許ではない。「子ども虐待」についてコミットメントしようとする以上、「社会学のための社会学」としてだけでなく——その学問的作業の意味を等閑視したいわけではない——、そこでのコミットメントがその「外」でも参照され、批判の対象になることの必然性を認識しておかねばならないだろう。

社会学的研究が「役に立つかどうか」という判断を下すことは社会学の「〔外〕の活動に属する」が、そのことを「深く認識したうえで、なおかつ、「外」とのつながり方について多様な検討と実践が行われる余地がある」（2006: 315）と平・中河は述べる。その検討と実践が「子ども虐待」という対象／観念においてもおこなわれていくことが、社会学という営みにおける展望へと連なることは明白であろう。だが一步「外」へ出て、社会学

の「外」で子どものいのちに直接かかわる人びとが、社会学的研究に対する批判的考察を通じて、それぞれの活動の展望へと連なるようなアリーナが形成されていくことをも、恣意的に「子ども虐待」を扱おうとする「私」は期待しているのである。

謝辞

本研究は科研費「ヨーロッパの多文化社会における子どもへの性的虐待防止に関する社会学的研究(課題番号 JP26870705)」(若手研究(B))および長崎大学重点研究課題「[リスク社会]を生き続けるための人文社会科学の超域的研究拠点形成」の助成を受けたものです。

注

1. 例えば保育者を志す人たちを対象とした子どもの福祉を学ぶためのテキストにおいて、「演習課題」としての問いが次のように設定されている。「①児童虐待相談対応件数は毎年増加していますが、なぜ児童虐待は増加しているのでしょうか。児童虐待を身近な問題ととらえ、なぜ増加しているのかを話し合ってみましょう。」(伊藤・福田編 2018: 7)
2. constructionism は constructivism とされることもある。また日本語訳は「構築主義」もしくは「構成主義」とされる。中河(2001: 6)によれば、constructionism を「構築主義」、constructivism を「構成主義」と訳し分ける場合もあればそうでない場合もあり、訳し分けることが必ずしも妥当であるわけではないという。ただし一般的な傾向として、臨床社会学・社会福祉学のナラティブ・アプローチの領域では「社会構成主義」が使われることが多い(例えば野口 2006)。
3. 1970年代のアメリカで誕生した構築主義は「クレーム申し立て活動」に焦点を当てることを要請したが、歴史的にも文化的にも隔たった現代日本社会において「クレーム申し立て活動」に照準を定めることは、構築主義が批判していたはずの「専門職のイデオロギー」へと立ち戻ってしまうという指摘もある(草柳 1998: 25; 藤巻 2004: 164)。この点は、後に検討する日本の「子ども虐待」の構築主義的研究に対する反応ともかかわりあう重要な指摘であるように思われるが、本稿では紙幅の都合上、深く立ち入ることは控える。
4. 構築主義に立脚した「子ども虐待」研究を扱うにあたり、本稿では、ハッキング(Hacking 1999=2006)のいう「対象」としての子ども虐待をさす場合は鍵括弧を外し、「観念」としてのそれをさす場合には鍵括弧をつけて「子ども虐待」と表現する。ただし、このような操作を加えようとする事それ自体が構築主義の限界でもあるという点については、オントロジカル・ゲリマンダリング(OG)批判について論じる箇所を確認する。また、日本国内における先行研究では、「児童虐待」という表現が用いられる場合が多いが、本稿では「子ども社会学」という専門領域の名称の確立と浸透をふまえ、引用文や組織等の名称以外は「子ども虐待」という表現を用いる。
5. 内田の研究は、虐待発見率や相談対応件数といった数量的なデータによって「虐待」言説に接近していく内容(第1章・第2章)と、援助者や当事者へのインタビュー調査によって「虐待」言説に接近していく内容(第3章・第4章)とに分かれている。この違いは単なる手法の違いのみならず、そこから何を導き出すかという点において大きな相違を生み出す。本稿では前半部分の到達点を本章および次章で扱い、後半部分の考察の今後の可能性については終章にて扱うこととする。
6. イギリスでは1963年に整形外科医によって問題が「発見」されたと説明されてきた(Parton 1979: 436)。
7. ISPCAN は、子どもに対する虐待、ネグレクト、搾取の予防と治療に取り組む専門家が集う場を提供することを目的として1977年に設立された。国際ジャーナル *Journal of Child Abuse & Neglect* 刊行のほか、国際会議を隔年開催している。
8. JaSPCAN は小児科学や法学、あるいは児童相談所の職員などによるリーダーシップのもと、実践・臨床現場との往復の中で活発な議論を展開し、日本国内の子ども虐待という問題群の研究を牽引し

てきた。2018年時点で会員数は2500人を超えており、毎年開催される学術大会では、基調講演のほか、50近くのシンポジウム、100近くの口頭発表、50近くのポスター発表という膨大な量の研究報告がなされる。また、児童虐待防止法の改正や児童相談所全国共通ダイヤルの三桁化など、子ども虐待防止にかかる重要な局面においては積極的に提言や声明などを発表し、社会的・政治的動きへのコミットメントを果たしてきた。

9. 心理療法やソーシャルワークなどを中心とした対人援助の領域で広がりを見せた支援方法であるナラティブ・アプローチは、構築主義を理論的基盤とした臨床における実践であるといえる。当事者が抱える困難の「原因」とその「結果」としての状況をアセスメントにもとづき特定し、それをもとに支援を展開するというのが従来の一般的な対人援助であったとするならば、ナラティブ・アプローチはこうした方法とは異なるアプローチを取る。すなわち、「原因」が何であるかを特定せず、「原因」を取り除くことによる回復を目指すという立場（荒井 2014: 11）のもとで対人援助に携わるのである。ナラティブ・アプローチに依拠した「子ども虐待」にかかわる日本国内の先行研究においては、物語の再構成プロセスにおいて物語化されずに欠落してしまう「語り」の部分に着目することで、ナラティブ・セラピーにおける新たな視点の提供を試みた研究（和泉 2001）や、子どもへのスピリチュアルケアをナラティブ論と融合させた研究（木原 2006）など、ユニークで豊かな研究の蓄積がある。臨床における実践においても、虐待を受けた本人や子どもに対する虐待を経験した保護者などを対象としたセラピーや支援において、ナラティブ・アプローチへの高い関心が寄せられてきた（例えば、加茂ほか 2005；高田 2015；井上・笹倉 2017）。
10. しかしながら藤巻（2004: 156）は、「クレーム申し立て活動」は社会問題を研究するにあたってのテーマとしての意義をもっているものの、社会問題それ自体の定義にはならないのではないかと問題提起している。関連して平・中河（2006: 327）は、社会問題という言葉（言語的資源）が日本においてはもともと社会主義思想とのつながりが大きかった点において、例えばアメリカにおける社会問題の言語的資源の歴史とは異なると述べ、そうした歴史性もきちんと跡づけられる必要があると述べる。
11. 方法論における論争については例えば中河（1999: 274-276）、平・中河（2006: 304）を参照。
12. 内田（2009）の研究の後半部分にあたる。注5を参照。
13. 昨今の「#Me Too」運動の広がりを通じて、日本でも「性的虐待」の「社会問題」としての側面が認識されるようになりつつある。しかしながら、「#Me Too」運動で告発されてきた被害の多くは、職場や学校などでの強姦・性的暴行やセクシャルハラスメントであり、家庭内における性的虐待の告発へと結びついたケースは少ない。
14. 他方で、上野は、こうしたセルフヘルプ・グループの自発的形成を別の視点からとらえた。すなわち、「かつて子どもであった時代に自らが受けた虐待経験」を語るという行為もまた、最終的には「新たな統制・保護システムの構築をめざす児童虐待のクレームに組み入れられ」（1996: 128）てしまうのだという。

参考文献

- 赤川学（2012）『社会問題の社会学』弘文堂。
- 荒井浩道（2014）『ナラティブ・ソーシャルワーク——“支援”しない支援”の方法』新泉社。
- 朝日新聞（2018）「子どもへの虐待、昨年度13.3万件 27年連続で増加」2018年8月30日付。
- ベック、ウルリヒ（1986=1998）『危険社会——新しい近代への道』東廉・伊藤美登里訳、法政大学出版局。
- Cohen, Stanley (2011) *Folk Devils & Moral Panics: The Creation of the Mods and Rockers*, Routledge.
- 藤巻祐規（2004）「『社会問題の社会学』再考——一つの解釈」『年報社会学論集』17, 155~165頁。
- Hacking, Ian (1999) *The Social Construction of What?* Harvard University Press. (=2006, 『何が社会的に構成されるのか』出口康夫・久米暁訳、岩波書店。)
- 井上寿美・笹倉千佳弘（2017）「児童期に性的虐待を受けた女性サバイバーの語りに見る自己回復力——「出来事」を「筋立てる行為」に注目して」『教育研究』43, 1~11頁。

- 石川洋明 (1998) 「書評 上野加代子著『児童虐待の社会学』」『社会学評論』48(4), 490~491頁.
- 伊藤嘉余子・福田公教編 (2018) 『社会的養護』 ミネルヴァ書房.
- 和泉広恵 (2001) 「虐待の物語と体験の狭間——ナラティブ・セラピーにおける物語化の再検討」『家族社会学研究』12(2), 211~222頁.
- (2004) 「書評 上野加代子・野村知二著『〈児童虐待〉の構築——捕獲される家族』」『家族研究年報』29, 90~93頁.
- 加茂陽ほか (2005) 「児童養護施設で暮らす虐待された子どもへの効果的な処遇法——ナラティブ・アプローチ」『ソーシャルワーク研究』31(2), 133~139頁.
- Kempe, C. Henry, et.al. (1962) "The Battered Child Syndrome", *Journal of the American Medical Association*, 181(1), pp.17-24.
- Kempe, C. Henry (1978) "Child Abuse- the Pediatrician's Role in Child Advocacy and Preventive Pediatrics", *American Journal of Disease of Children*, 132, pp.255-260.
- 木戸功・中河伸俊 (2017) 「特集「社会学と構築主義の現在」によせて」『社会学評論』68(1), 17~24頁.
- 木原活信 (2006) 「被虐待児童への真実告知をめぐるスピリチュアルケアとナラティブ論——「子供である」ことと「子供になる」ことをめぐって」『先端社会研究』4, 24~48頁.
- 小宮友根 (2017) 「構築主義と概念分析の社会学」『社会学評論』68(1), 134~149頁.
- 厚生労働省 (2018) 「児童虐待防止対策」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/index.html (2018年12月31日最終閲覧)
- 工藤宏司 (2001) 「「クレーム」が立ち上がるとき——「クレーム」の言説的達成」中河伸俊他編『社会構築主義のスペクトラム——パースペクティブの現在と可能性』ナカニシヤ出版, 78~96頁.
- 草柳千早 (1998) 「「問題経験」の語られ方——クレーム申し立て研究の歴史的性格と現代」『社会学年誌』39, pp. 19-36.
- 三島亜紀子 (2007) 「日本の児童虐待問題に関する研究の10年——社会福祉学の研究者 v.s. 社会学の研究者?」『福祉社会学研究』4, 189~196頁.
- (2010) 「社会福祉の教育と研究における社会学」『社会学評論』61(3), 307~320頁.
- 中河伸俊 (1999) 『社会問題の社会学——構築主義アプローチの新展開』世界思想社.
- (2001) 「Is Constructionism Here to Stay?」中河伸俊他編『社会構築主義のスペクトラム——パースペクティブの現在と可能性』ナカニシヤ出版, 3~24頁.
- 野口裕二 (2001) 「臨時的現実と社会的現実」中河伸俊他編『社会構築主義のスペクトラム——パースペクティブの現在と可能性』ナカニシヤ出版, 58~75頁.
- Parton, Nigel (1979) "A Natural History of Child Abuse: A Study in Social Problem Definition", *British Journal of Social Work*, 9, pp.431-451.
- Phohl, Stephen J. (1977) "The 'Discovery' of Child Abuse", *Social Problems*, 24, pp.310-323.
- Robin, Michael (1991) "The Social Construction of Child Abuse and "False Allegations"", *Journal of Progressive Human Services*, 15(2), pp.1-34.
- Spector, Malcolm, Kitsuse, John I. (1977) *Constructing Social Problems*, Cummings. (=1990, 『社会問題の構築——ラベリング理論をこえて』村上直之他訳, マルジュ社.)
- 高田紗英子 (2015) 「児童養護施設におけるライフストーリーワークの実践」『カウンセリング研究』48(2), 105~113頁.
- 高橋靖幸 (2018) 「昭和戦前期の児童虐待問題と「子ども期の享受」——昭和8年児童虐待防止法の制定に関する構築主義的研究」『教育社会学研究』102, 175~194頁.
- 平英美・中河伸俊 (2006) 「構築主義アプローチの到達点——エンピリカルな見地からの課題と展望」平英美・中河伸俊編『新版 構築主義の社会学——実在論争を超えて』世界思想社, 285~328頁.
- 田中耕一 (2006) 「構築主義論争の帰結——記述主義の呪縛を解くために」平英美・中河伸俊編『新版 構築主義の社会学——実在論争を超えて』世界思想社, 214~238頁.
- 田中理絵 (2011) 「社会問題としての児童虐待——子ども家族への監視・管理の強化」『教育社会学研究』88, 119~138頁.

- 友田尋子 (1997) 「書評 上野加代子著『児童虐待の社会学』」『家族社会学研究』9(9), 125~127頁.
- 土屋敦 (2014) 『はじき出された子どもたち——社会的養護児童と「家庭」概念の歴史社会学』勁草書房.
- 内田良 (2009) 『「児童虐待」へのまなざし——社会現象はどう語られるのか』世界思想社.
—— (2010) 「書評に答えて」『ソシオロジ』55(2), 121~125頁.
- 上野加代子 (1996) 『児童虐待の社会学』世界思想社.
—— (2010) 「書評 内田良著『「児童虐待」へのまなざし——社会現象はどう語られるのか』」『ソシオロジ』55(2), 117~121頁.
—— (2016) 「「児童福祉から児童保護へ」の陥穽——ネオリベラルなリスク社会と児童虐待問題」『犯罪社会学研究』41, 62~78頁.
—— (2017) 「福祉の研究領域における構築主義の展開」『社会学評論』68(1), 70~86頁.
- 上野加代子・野村知二 (2003) 『「児童虐待」の構築——捕獲される家族』世界思想社.
—— (2004) 「リプライ」『解放社会学研究』18, 158~161頁.
- 湯野川礼 (2009) 「被害の病理化——性的虐待を経験した女性の語りから」『ソシオロジ』53(3), 39~54頁.